

	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業 (兵庫県の重点事業)	住宅用蓄電システム導入促進事業 (姫路市の事業)
補助対象者	市内において自ら所有・居住する住宅に補助対象設備を設置しようとする個人	市内住宅に居住する(又は居住予定の)個人
補助対象設備	太陽光発電設備+蓄電池 ※同時導入に限る。どちらか単体のみ導入は対象外。 ※太陽光:10kW以上も可 ※蓄電システムは、国の ZEH 補助の対象銘柄であること。	住宅用蓄電システム ※新設又は既設の太陽光との併設に限る。 ※太陽光:10kW未滿 ※国の ZEH 補助の対象銘柄であること。
補助対象経費	補助対象設備の購入費用	補助対象設備の購入費用
補助率・補助額	①②の合計(上限58.5万円) ①太陽光:7万円/kW (上限35万円) ②蓄電池:4.7万円/kWh (上限23.5万円) ※蓄電池の補助額算定方法は下記のとおり。 蓄電池の価格(上限14.1万円)×1/3 ×蓄電容量 kWh(上限5kWh)	播磨圏域業者:2万円/蓄電容量 kWh (上限10万円) 圏域外業者:1万円/蓄電容量 kWh (上限5万円)
交付申請の流れ	契約締結前及び工事着工前に交付申請 ↓ 交付決定後に契約締結及び工事着工～	蓄電システムの工事着工2週間前までに申請 ↓ 交付決定後に工事着工 ※太陽光は着工していてもOK
その他	・FIT/FIP不可(≒FIT/FIPでなければ売電可) ・発電電力を30%以上自家消費すること ・国、県及び市の補助との併用不可	・FIT/FIP制度可 ・自家消費量の条件なし ・国、県の補助との併用可。但し、県重点事業との併用は不可とする

	<ul style="list-style-type: none"> •J-クレジット登録不可 •買換えや設備更新も可。但し買換え等によるCO2削減効果の立証が必要。 •新築、建売可。但し契約前であること、建売は建築後1年以内の住宅に限る。 •委任状あれば代理申請可 ★新築の場合、引き渡しは12月末頃には完了する物件が対象(1・2月引渡は対象外) <p>理由:申請者への支払いを1月中旬までに実施したうえで、2月上旬までに県に実績報告する必要があるため</p>	<ul style="list-style-type: none"> •J-クレジット登録可 •買換え・設備更新も可。 •新築、建売可。 •代理申請可(委任状不要) •新築の場合、引き渡しが年度内の物件
--	--	--